

北海道社交飲食生活衛生同業組合定款

北海道社交飲食生活衛生同業組合

北海道社交飲食生活衛生同業組合定款

昭和43年2月20日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、社交飲食並びにその他の飲食店営業であって、これらについて衛生措置の基準を順守し、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図るため、自主的活動を促進するとともに、過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、組合員の経営の安定をもたらすための措置を自主的に講じ、もって公衆衛生の向上と増進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、北海道社交飲食生活衛生同業組合と称する。

(地区)

第3条 この組合の地区は、北海道の全地域とする。

(事務所の所在地)

第4条 この組合は、事務所を札幌市に置く。

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、必要に応じ「北観協」に掲載して行う。

第2章 事 業

(事業)

第6条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の掲げる事業を行う。

- (1) 過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の営業の健全な経営が阻害され、若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限
- (2) 前号に掲げる事態が存する場合における営業の方法の制限
- (3) 第1号に掲げる事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
- (4) 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- (5) 組合員の営業に関する食品等の規格又は基準の検査
- (6) 組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設
- (7) 組合員の福利厚生に関する事業
- (8) 第1号又は第2号の掲げる事業に関する組合協約及び組合員の経済的地位の改善のためにする組合協約の締結
- (9) 組合員の営業に係る老人の福祉、その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導、その他当該事業の実施に資する事業
- (10) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員)

第7条 この組合の組合員となる資格を有する者は、組合の地区内において、社交飲食並びにその他飲食店を営む者とする。

(加入)

第8条 この組合に加入しようとする者は、氏名（法人はその名称と代表者氏名）、住所、営業所の所在地、屋号等を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

2 加入申込書を受けたときは、理事会においてその可否を決定し、組合員名簿に記載しなければならない。

3 この組合に加入しようとする者より加入金を徴収する。

4 加入金の額は、総代会で定める。

(脱退)

第9条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡または解散

(3) 除名

2 組合員に前項第1号及び第2号の地涌があったときは、遅滞なく届け出るものとする。

3 第1項各号に定める事由によることなく、組合員は、あらかじめ書面で通知することによって脱退することができる。

(除名)

第10条 次の各号の一に該当する組合員は、総代会の議決によって除名することができる。この場合において、組合員は、その総代会の会日の1週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 適正化規程に違反した組合員

(2) 経費の支払いその他この組合に対する義務を怠った組合員

(3) 組合の秩序を乱す行為をした組合員

(4) 組合の事業の利用につき不正行為をした組合員

(5) 法令に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為のあった組合員

(6) 組合の事業を妨げ又は妨げようとする行為をした組合員

(適正化規程の遵守)

第11条 組合員は、適正化規程が定められたときは、これに従わなければならない。

2 適正化規程に違反した組合員は、理事会の議決により過怠金を納めなければならない。この場合において、理事会は、その会日の1週間前までに、当該組合員に対して、その旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

3 過怠金の額は、総代会で決めた額を超えてはならない。

(届出事項)

第12条 組合員は、その氏名（法人はその名称と代表者氏名）、屋号、住所又は営業を行う場所を変更したときは、1週間以内にその旨を組合に届け出なければならない。

第4章 総 会

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、第17条の規定により組合員が招集する場合を除いて、理事長が招集し、議長は常務理事会の推薦するものを選任する。

第15条 通常総会は、理事会の議決により隔年4月から6月までの間において招集しなければならない。

第16条 臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を、理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会にその請求があった日から20日以内に、

臨時総会を招集することを決しなければならない。

第17条 前条第2項の規定により臨時総会の招集を請求した組合員は、その請求をした日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、北海道知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。この場合における議長は、その臨時総会において選任するものとする。

第18条 総会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等を明示した書面を、組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてて送付して行うものとする。

第19条 総会は、延期または続行の議決することができる。

（総会の議決事項）

第20条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 解散
- (2) 総代の選任（補欠の総代の選任を除く。）
- (3) 出資組合への移行に関する定款の変更

（総会の議事）

第21条 総会は、総組合員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、組合の解散については、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、組合の解散については、この限りでない。

（議事録）

第22条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 総会に出席した役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（議決権及び選挙権）

第23条 組合員は、総会において各々1個で、かつ、平等の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、書面又は代理人をもって第18条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ代理人となることはできない。

3 代理人は、10人以上の組合員を代理することができない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第5章 総 代 会

（総代会）

第24条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設ける。

2 総代の定数は、おおむね組合員数の10分の1以上とし、組合員数に応じて、割り当てるものとする。

ただし、組合員数の総数が1,000名を超える場合には、100名以上とすることとができる。

3 総代は、組合員のうちから選挙した者について、総会において選任する。

4 総代の任期は、2年とする。ただし、補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

5 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

(総代の欠員補充)

第25条 総代の欠員補充は、その定数の5分の1以上の欠員を生じたとき、その他理事会において必要と認めた場合に、総代会において行う。

(総代会の招集)

第26条 総代会は、第29条の規定により総代が招集する場合を除いて、理事長が招集し、議長は常務理事会の推薦する者を選任する。

第27条 通常総代会は、理事会の議決により毎年4月から6月までの間において招集しなければならない。

第28条 臨時総代会は、必要に応じ、理事会の議決によりいつでも招集することができる。

2 総代が、総代総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事長に提出して、総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集することを決しなければならない。

第29条 前条第2項の規定により臨時総代会の招集を請求した総代は、その請求をした日から10日以内に理事長が臨時総代会召集の手続きをしないときは、北海道知事の承認を得て臨時総代会を招集することができる。この場合における議長は、その臨時総代会において選任するものとする。

第30条 総代会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等を明記した書面を総代名簿に記載してある総代の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあてて送付して行うものとする。

第31条 総代会は、延期又は続行の議決をすることができる。

(総代会の議決事項)

第32条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更（出資組合への移行に係るものを除く。）
- (2) 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- (3) 組合員に対する組合費の賦課及び徴収の方法
- (4) 適正化規程の設定、変更又は廃止
- (5) その他この定款に定める事項

(総代会の議事)

第33条 総代会は、総代総数の3分の1以上の出席がなければ、議事を開いて議決することができない。この場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する総代は、出席したものとみなす。

2 総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次に掲げる事項については、総代総数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 適正化規程の設定、変更又は廃止
- (3) 組合の除名

3 総代会においては、出席した総代の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、次に掲げる事項については、議決することができない。

- (1) 定款の変更
- (2) 適正化規程の設定、変更又は廃止
- (3) 組合の除名

4 総代会の議決について特別の利害関係にある者は、議決権を行使することができない。この場合において、行使することができない議決権の数は、出席者の議決権の数に参入しない。

(議事録)

第34条 総代会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は総代が総代会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 総代会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 総代会に出席した役員の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
（議決権及び選挙権）

第35条 総代は、書面又は代理人をもって第30条によりあらかじめ通知のあった事項につき、議決権を行使することができる。ただし、組合員でなければ代理人になることができない。

2 代理人は、2人以上の総代を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

第6章 役員・顧問及び職員

（役員）

第36条 この組合に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 150名以内

(2) 監事 4名

2 役員は、総代会において選任する。

3 理事の定数の少なくとも3分の2は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3カ月以内に補充しなければならない。

（任期）

第37条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行う。

（理事）

第38条 理事は、理事会を組織してこの組合の業務の執行にあたる。

（理事長、筆頭副理事長、副理事長、専務理事）

第39条 理事のうち、理事長1名、副理事長5名以内を、理事の互選により決定する。

2 理事長は、業務を総理し、この組合を代表する。

3 副理事長は、理事長の業務を補佐する。理事長は、副理事長の互選によって筆頭副理事長を指名する。筆頭副理事長は、理事長に事故あるときなどに理事長の職務を代行することができる。

4 必要がある場合は、理事のうちより、専務理事を選出することができる。

（監事）

第40条 監事は、会計の監査を行う。

2 監事は、この組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

（役員の報酬）

第41条 役員の報酬は、総代会において定める。

（役員の解任）

第42条 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事に提出して、役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときはこの限りでない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事は、その請求を総代会の議に附し、かつ、総代会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、総代会において総代総数の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

5 第16条第2項及び第17条の規定は、第3項の場合に準用する。

(名誉会長、顧問、常任相談役、相談役、参与)

第43条 この組合に、名誉会長、顧問、常任相談役、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、学識経験のある者及び特に組合に功勞のあった者を理事会の議決を経て推戴する。

3 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

4 常任相談役、相談役及び参与は、組合に功勞のあった者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

5 名誉会長、顧問は、理事長の諮問に応じ、この組合の業務について意見を述べることができる。

6 常任相談役、相談役及び参与は、理事会の諮問に応じ、この組合の業務について意見を述べることができる。

(職員)

第44条 この組合に、組合の運営に必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命し、その命を受けて組合の事務に従事する。

3 職員の給与は、理事会において定める。

第7章 理事会

(理事会の招集)

第45条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、議長は、理事長若しくは常務理事会の推薦する者を選任する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の収集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。

5 理事会全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを省略して理事会を開くことができる。

(議決事項)

第46条 理事会においては、次に掲げる事項について議決する。

(1) 総会及び総代会の招集並びに総代会に提出する議案

(2) 組合員の加入の諾否

(3) 業務運営の具体的方針の決定

(4) 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項

(5) その他この定款に定める事項

(理事会の議事)

第47条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第48条 理事会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときはその旨
 - イ 第45条第2項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 第45条第3項の規定により理事が招集したもの
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- (5) 議長の氏名

第8章 常務理事会

（常務理事会の設置）

第49条 この組合に、常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事で構成する。
- 3 常務理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。
- 4 常務理事会は、総会、総代会及び理事会の議決事項の事前協議、議案の事前作成・協議、その他の業務等について、打ち合わせ、協議するなど、常時組合の業務を掌理する。

第9章 地区本部

（地区本部の設置）

第50条 この組合に、地区本部を置くことができる。

- 2 地区本部には、当該地区本部の理事の中から地区本部長を置く。
- 3 地区本部長は、当該地区本部の業務を掌理する。
- 4 地区本部長は、副理事長を兼務することができる。
- 5 理事長は、必要に応じ地区本部長並びに副理事長を招集し、地区本部長会議を主宰する。
- 6 地区本部に関する必要な事項は、別途、規約に規定する。

第10章 事業年度

（事業年度）

第51条 この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 業務の執行及び会計

（定款その他書類の備付及び閲覧）

第52条 理事は、定款、適正化規程、総会、総代会及び理事会の議事録並びに組合員名簿を、事務所に備えておかなければならない。

- 2 前項の組合員名簿には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名（法人の場合は、その名称と代表者氏名）、屋号及び住所
 - (2) 加入の年月日
- 3 組合員及びこの組合の債権者は、いつでも理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第53条 理事は、通常佐生台階の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて、前項の書類を総代会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 組合員及びこの組合の債権者は、いつでも理事に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(会計帳簿の閲覧)

第54条 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、いつでも理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(経費の支弁)

第55条 この組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- (1) 組合費
- (2) 加入金
- (3) 手数料
- (4) その他の収入

(組合費)

第56条 この組合は、組合員に対し、組合費を賦課する。

2 前項の組合費の賦課額及び徴収の方法は、事業年度毎に総代会において決定する。

(手数料)

第57条 この組合は、組合員に代わって、当該組合員の利益のためになした行為に対して、手数料を科すことができる。

2 前項の手数料の額及び徴収の方法は、総代会において決定する。

(遅延金)

第58条 この組合は、組合員が過怠金、組合費、手数料、その他この組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第12章 解 散

(解散)

第59条 この組合は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 破産
- (3) 北海道知事の解散命令

2 前項第1号の総会の決議は、北海道知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 この組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いて、理事が清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

第13章 雑 則

(規約)

第60条 この定款に定めるもののほか、役員を選任、業務の執行及び会計、その他この定款の執行に関し必要な事項は、総代会の議決により規約で定める。

附 則

(施行期日)

この定款は、昭和43年2月20日から施行する。

(改正)

昭和44年11月9日 一部改正

昭和56年8月10日 一部改正

昭和61年11月19日 一部改正

平成3年7月18日 一部改正

平成5年9月10日 一部改正

平成13年1月6日 一部改正

平成18年6月23日 一部改正

平成22年8月5日 一部改正

平成26年7月16日 一部改正